

議案第 56 号

江別市水道事業給水条例及び江別市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

江別市水道事業給水条例及び江別市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市水道事業給水条例及び江別市公共下水道条例の一部を改正する条例

(江別市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 江別市水道事業給水条例（昭和 36 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(江別市公共下水道条例の一部改正)

第 2 条 江別市公共下水道条例（昭和 42 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、市において工事を実施するとき、若しくは管理者が排水設備等の設置等に特に影響を及ぼさないと認めた工事、又は災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 24 条第 2 項第 4 号中「（昭和 27 年法律第 292 号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。